

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	17 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	45 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	29 件

愛知国民年金 事案 1956 (事案 955 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から52年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められ、同年4月から53年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から53年4月まで

私は前回、昭和51年9月に当時の勤務先が倒産し失業してしまったので、私がA市B区役所で私と元妻の国民年金加入手続を行い、7か月か8か月間ぐらい同区役所から集金に来ていた女性職員に夫婦分の保険料(月3,000円ぐらい)を納付した後、夫婦分の免除申請を2回ほど行った記憶があるとの申立てを行ったが、認められなかった。

当初の判断後、当時、私は台風の被害により国民年金のほか住民税の免除申請も行っていたことを思い出した。また、当初の判断理由で私が昭和52年度において不在と扱われていたとされているが、私が元妻と別居し始めたのは昭和53年2月ごろである。再度、調査・審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間のうち、昭和51年度は国民年金保険料を納付し、52年度及び53年度は免除申請したとの申立てであると推定した上で、51年度の保険料納付については、オンライン記録上、夫婦共に当時の保険料は未納とされていること、52年度の免除申請については、A市の記録から、同年度に申立人について不在決定が行われていたと判断されること、53年度の免除申請については、昭和53年4月のB区からC区への転入時に申立人が国民年金に係る住所変更手続を行っていないと判断されることをそれぞれ理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、国民年金保険料の免除申請のほか、台風

によって被災したことから、住民税についても免除申請していたことを申立期間当時の状況として新たに申し述べている。これについては、申立人の居住する地域において、台風に伴う突風により甚大な被害があったことが確認できる上、台風後のA市の広報によれば、同市が被災者に対して住民税の減免などに努めていた状況が確認でき、不自然な点は見当たらない。一方、国民年金の免除申請について、同市では昭和52年度から、一度の免除申請で以後3年度分について申請があったものとする取扱いを開始していたとみられ、同年度に免除申請することによって、53年度に改めて免除申請する必要が無かったことがうかがわれる。

これらを踏まえると、申立人が2回ぐらい行ったとする免除申請の記憶は、当初の判断において推定した昭和52年度及び53年度の国民年金に係る免除申請を指しているとは限らず、i) A市に確認したところ、同市の記録に見られる申立人の不在に係る記載については、申立人が52年度のいつから不在であったかは不明であるとしていること、ii) 申立人は、転居した時期を昭和53年2月ごろであるとしているところ、被保険者名簿上、申立人の新たな住所への転入が同年4月28日に行われていることから、申立人は、52年度当初に居住していた同市B区で同年度以降3年度分の免除申請をすることは可能だったと考えられる上、申立人は51年9月の勤務先の倒産により申立期間においては失業していたことから、免除申請を行っていれば承認されていたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の当初において、7か月か8か月ぐらい集金によって保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人は昭和51年9月ごろに申立人の元妻と共に国民年金加入手続を行ったことが推認でき、申立人が記憶する納付状況もA市で当時行われていた方法や実際の保険料額と一致する状況がみられる。当該期間の申立人の元妻の保険料は未納と記録されているという事情があるものの、申立人の新たな証言により、申立期間の過半について免除申請したことがうかがわれることを基にすると、申立内容は、全体を通じて明らかに不合理であるとは言えず、申立期間の当初において保険料を納付していたという主張についても不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の昭和51年9月から52年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められ、同年4月から53年4月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1957

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から同年12月まで
就職した後の昭和56年10月に、A市役所B出張所で、20歳になった55年*月からの保険料をさかのぼって払った。
それ以降は、納付書が届き、昭和57年当時は3か月ごとに保険料をいつも支払っていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。
保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、3か月と短期間である。

また、申立期間の前後の期間は納付済みとされているのに、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、保険料の納付方法、納付の周期及び納付場所に係る申立人の記憶も当時の状況と一致している。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得手続は昭和56年9月ごろに行われたものとみられるが、申立人が20歳になった55年*月までさかのぼって保険料が納付されていることから、保険料の納付意識が高かったこともうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1958

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

昭和36年2月ごろ、近所のお寺の前で机を並べて、区の職員が国民年金加入の受付をしていた。その時、自営業は強制で、サラリーマンの妻は強制ではないと言われたが、私は近所の方と話し合い、将来のことを考えて国民年金任意加入手続を行った。当時は保険料も100円と安く、3歳ぐらいの二女を背負って臨時の集金場所へ支払いに行ったことを覚えているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、12か月と短期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年3月に払い出されており、任意加入の資格取得日は同年2月20日となっていることから、申立人は申立期間の保険料を現年度納付することが可能であった上、申立人が将来のことを考え、国民年金に任意加入したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、臨時の出張所で国民年金任意加入手続及び保険料納付を行ったとしているが、申立人が居住するA市では、昭和35年10月から臨時の出張所を設けて国民年金の加入受付を行い、昭和36年度には同出張所で保険料収納も行っていたほか、申立人が任意加入手続及び保険料納付を行ったとする場所は、当時の臨時の出張所と近接していたことも確認できるなど、申立人の主張は具体的であり、かつ、当時の同市の状況との矛盾も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1959

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年3月まで

私は、昭和41年11月にA市B区役所の窓口で国民年金の加入手続を行った際、生活費（毎月、2万円程度）から工面した現金（2,000円）により、納付できる期間の保険料をその場で一括納付したこと、区役所職員から、領収書は大切なので、国民年金手帳に貼っておくようにとの説明があったことを記憶している。また、その領収書が、今でも国民年金手帳に貼付されているので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料の未納は無い上、国民年金手帳の印紙検認記録により、申立期間直後から昭和49年9月までの102か月の保険料をすべて現年度納付したことが確認でき（うち一部の期間は厚生年金保険被保険者期間であったため、保険料を後日還付）、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は、申立人の説明のとおり、昭和41年11月ごろに行われたものと推認され、その時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続の際に、保険料を一括納付したことを記憶しており、その額は2,000円であったとしている。この申立人が記憶する保険料額は、申立期間の保険料と申立人が昭和41年11月に納付した同年4月から同年8月までの保険料の合計額と一致し、申立人の主張には信ぴょう性が認められる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る領収証書を所持してお

り、この領収証書は、その記載内容から、A市が作成した過年度納付書の一部であると認められる。この領収証書には領収印が無いが、申立人が申立期間の保険料を納付したことの証として長期間保管していたものであると認められる上、申立期間の保険料の納付書が交付されたにもかかわらず、申立人がこれを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

私は、平成5年3月30日に退職し、同年4月1日から共済組合員となった。妻はA市B区役所で国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、区役所の窓口で保険料を納付した。その際、私の加入手続きも必要であると聞き、後日、妻が私の加入手続き及び保険料納付を同区役所の窓口で行ったので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年4月1日に共済組合員になっている。オンライン記録では、これに伴う妻の国民年金の資格記録（第3号被保険者資格の喪失及び取得。）の処理が同年5月14日に行われたことが記録されており、同年5月ごろにA市B区役所で妻自身の国民年金の資格種別変更手続きを行い、保険料を納付したとする妻の説明と一致する。

また、申立人の妻は、複数回に及ぶ転居や申立人の職場の異動に伴う国民年金の手続（住所変更手続き及び第3号被保険者Aと同Cの種別確認。）を、その都度適切に行っていたことが妻の年金手帳の記載及びオンライン記録により確認でき、申立人の申立期間の国民年金の加入（第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更。）手続き及び保険料納付を行ったとする妻の年金制度への理解は高かったものと認められる。

さらに、オンライン記録では、申立人が国民年金の資格を取得した記録は無いが、妻の申立期間の国民年金の資格種別変更手続き及び保険料納付を行った後に、区役所及び申立人の職場の指導により、申立人の国民年金の加入手続き及び

保険料納付を行ったとする夫婦の記憶は明確であり、妻が自身の国民年金の手続及び保険料納付を行ったにもかかわらず、申立人についてはこれを行わなかったとは考え難い。

加えて、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦併せて2万円弱であると区役所で聞いたので、その額を納付したとしている。この妻が記憶する保険料額は、申立期間の二人分の保険料額とほぼ一致しており、妻の説明には信ぴょう性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1971

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 6 月まで

私の国民年金加入手続は母が昭和 61 年 4 月に行い、国民年金保険料は母が母自身の分と私の分を一緒に納めていた。

私は体調を崩し保険料が納められない時期があったが、体調が回復した後、社会保険事務所（当時）に行き、20 歳から納付忘れの期間が無いように未納になっている期間を聞いてすべて納めた。それでも母は念を押し、社会保険事務所の職員に納め忘れが無いか再度確認したところ、職員からは「フルチャージになっています。安心してください。」と言われた。

申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金加入手続については母が昭和 61 年 4 月に行い、国民年金保険料の納付についても母が母の分と一緒に納付してくれていたとしているが、これらを行ったとする母は高齢のため申立期間当時の加入手続及び保険料納付について聴取することが困難であり、これらの状況を確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成元年 7 月に払い出されており、別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないほか、申立人は、同年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分の現年度保険料を同年 6 月 28 日に納付したことを表す手書きの領収書を所持していることを踏まえると、申立人の国民年金加入手続は同年 6 月の終わりごろに初めて行われ、この手続と同時に同年 4 月から 6 月までの現年度保険料を納付するよう手書きの納付書が発行され、これにより納付が行われたものとみられる。これらのことから、申立人は、申立期間当

時は国民年金には未加入であったことになり、申立人が主張するように母が母自身の分と申立人の分の保険料を一緒に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる平成元年6月の終わりごろを基準とすると、申立期間のうち、昭和61年4月から62年4月までの保険料は既に時効のため納付することはできなかったほか、申立人又は母が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

一方、A市では過年度保険料の納付書も発行していたことから、平成元年6月の終わりごろに行われたとみられる加入手続時点で時効直前であった昭和62年5月及び同年6月の2か月分の過年度保険料については上記現年度保険料と併せて納付するよう勧奨されたことも考えられる。また、これに引き続く期間は過年度保険料による納付済期間であることから、申立人の上記2か月分の過年度保険料についても納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年5月及び同年6月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1972

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私が20歳になった昭和45年ごろ、市役所の人に来て国民年金に加入した。それから保険料を払い続けてきて、申立期間のみ未納としたとは考えられない。未納であるとするれば、昭和49年度分を払う時に48年度分が未納であると言われるはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間のうち国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ、12か月と短期間である。

また、申立期間の前後は納付済みとされているのに、その間の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は婚姻（昭和49年10月）による氏名変更手続及び住所変更手続も適正に行っている。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を昭和48年4月ごろに金融機関でまとめて現金で納付したとしており、前年の昭和47年度の保険料を前納していることから、申立期間も同様に納付していたとしても不自然ではない上、A市では47年4月からは自治組織による集金のほか、金融機関での納付が可能となっていたことも申立人の主張と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1973

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料は年末の忙しい時期に仕事場に集金の人が来たため、知人にお金を借りて納付したはずであるので、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間において国民年金保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、合わせても6か月と短期間である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には申立期間について検認印が押されておらず、国民年金印紙も貼付^{ちょうふ}されていないことから、現年度に納付されなかったことがうかがわれるものの、申立人は申立期間と近い昭和50年度については、昭和50年10月から51年3月までの期間、51年度については、52年1月から同年3月までの期間のそれぞれ年度後半の期間の保険料が過年度納付されており、保険料の納付状況から判断すると、申立期間についても過年度納付を行ったと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、昭和55年2月及び同年3月は未納とされているが、A市の納付記録では同期間は過年度納付により保険料が納付済みであったため、平成19年に記録訂正が行われており、申立人の年金記録が適切に管理されていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 1974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から43年3月まで

私は昭和38年8月に会社を退職し、A市B区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をした。申立期間当時は、私の長男の同級生の母親が同区役所の依頼を受け、国民年金保険料の集金に来ていた。私は働いていたので、私の母親に保険料と国民年金手帳を渡し、納付してもらっていた。最初の古い国民年金手帳は捨ててしまったが、今まで未納通知や督促状を受け取った覚えも無いし、母親は未納無く納付しており、私の分だけ納付しないことは考えられない。私が65歳になり年金受給手続を行った時に、社会保険事務所(当時)に電話したら、「満額ですよ。」と言われたこともあり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年8月に会社を退職した後、A市B区役所で国民年金の加入手続をし、その母親に保険料の納付を頼んでいたとしている。しかし、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は45年1月に同区で払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳には同年1月21日発行と記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に同区で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記載は見当たらず、申立人は転居したことが無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は同年1月ごろに行われ、その際に36年4月にさかのぼって資格を取得(後日に脱退手当金支給済みの厚生年金保険被保険者期間が判明したため、国民年金資格取得日を38年8月24日に訂正。)したものと推認

され、申立期間当時には、加入手続きが行われていなかったことから、申立人の母親が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立期間直後である昭和 43 年度以降の国民年金保険料は納付済みと記録されているほか、申立人の国民年金手帳の印紙検認記録から、44 年度の保険料が昭和 45 年 1 月 23 日に一括納付されたことが確認できる。このため、申立人の国民年金加入手続きが同年 1 月ごろに行われ、加入手続き前の未納保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付を申立人に依頼されて行っていたとするその母親が死亡しているため、その状況について確認することはできないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

一方、申立人の国民年金加入手続きが行われたと推認される昭和 45 年 1 月ごろの時点では、申立期間のうち、42 年 10 月から 43 年 3 月までの保険料を過年度納付することが可能である。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金制度発足当初から 60 歳到達までの保険料をすべて納付しているほか、申立人も加入手続き以降の保険料はすべて納付しているなど、申立人及びその母親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

このほか、申立人の国民年金加入手続きが行われたと推認される時期の前年度の昭和 43 年度の保険料は納付済みと記録されている。これは、申立人の母親が過年度納付したものと考えられ、申立期間のうち、昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月までの保険料も同様に過年度納付可能であったにもかかわらず、申立人の母親が、これを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月1日から同年5月1日まで

私は、厚生年金保険の被保険者資格を昭和42年4月1日にA社C支店で喪失し、同年5月1日に同社B支店において取得したとされているが、申立期間は同社B支店に在籍しており、同社の職歴証明書もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された職歴証明書から判断して、申立人は同社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和42年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成13年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月28日から同年3月1日まで
② 平成13年11月30日から同年12月1日まで

私は、B社には、昭和40年2月末まで勤務していたのに同年2月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、A社には平成13年11月末まで勤務していたのに、同年11月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社が提出した理由書及びC市が保管している給与支払報告書により、申立人が当該期間に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、C市が保管する給与支払報告書における社会保険料控除額及び平成13年10月のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出の誤りを認めており、また、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が平成13年11月30日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る当該期間の保険料につい

て納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人が記憶している同僚及び申立人と同日にB社で厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚のうち、連絡の取れた3人は、いずれも申立人の退職時期を覚えていない。

また、B社は、「申立人についての資料は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」しか保管していないため、資格取得日以外は不明である。」としている。

さらに、昭和38年から40年までの間にB社で厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち65人の記録を確認したところ、月初め(各月1日)に資格喪失した者は8人のみである一方、月末に喪失した者は13人、月の途中で喪失した者は44人おり、同社では、実際の勤務実態により被保険者資格を喪失させていたことがうかがえることから、申立人の資格喪失日が月末であることに不自然さはみられない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和27年3月31日）及び資格取得日（28年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月31日から28年4月1日まで
私は昭和25年9月からA事業所に3年3か月間継続勤務していた。

申立期間の在籍証明書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、被保険者名簿の記録では、A事業所において昭和25年9月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年3月31日に資格を喪失後、28年4月1日に同事業所において、再度資格を取得しており、27年3月から28年3月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、A事業所の事務担当者は、「人事記録によれば、申立人は、昭和25年9月25日から28年12月25日まで当事業所に継続して勤務し、業務内容及び勤務形態の変更は無かった。申立人と同じ業務に従事していた者は、全員厚生年金保険に加入しており、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、事業所は申立人の被保険者記録が欠落していることから、届出を誤ったとしており、保険料も納付していないと過誤を認めていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について、納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 2134

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和35年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年4月15日から同年5月1日まで

私はA社に生涯勤務していた。社内の事情により転勤があり、勤務地の変更があったが、給与明細書によれば、申立期間の保険料が控除されているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出を受けた人事台帳、雇用保険の記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和35年4月15日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は関係資料が現存せず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に、資格喪失日に係る記録を46年2月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から46年2月6日まで
勤務地が変更になった時の記録について、会社のミスにより漏れが生じた。会社も認めており、在職証明書及び人事台帳を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び人事台帳並びに雇用保険の記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務（昭和45年4月1日に同社C支店から同社B支店に異動、46年2月6日に同社B支店から同社D支店に異動。）していたことが認められる。

また、A社の事務担当者は、「申立期間の年金記録の漏れは、転勤時の資格取得、喪失における当社の手続ミスと考えられ、本人からは保険料を控除していたが、弊社からは社会保険庁(当時)への保険料納付はしていない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険の手続について誤りを認めていることから、事業主から社会保険事務所(当時)へ資格の得喪等に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2136

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に、資格喪失日に係る記録を46年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月1日から46年2月21日まで

会社の手続ミスにより、転勤にもかかわらず、資格喪失とされた。在職証明書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在職証明書及び雇用保険の記録により、申立人は、同社に昭和46年2月20日まで継続して勤務(45年4月1日に同社C支店から同社B支店に異動。)していたことが認められる。

また、A社の事務担当者は、「申立期間の年金記録の漏れは、転勤時の資格取得、喪失における当社の手続ミスと考えられ、本人からは保険料を控除していたが、弊社からは社会保険庁(当時)への保険料納付はしていない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険の手続について誤りを認めていることから、事業主から社会保険事務所(当時)へ資格の得喪等に係る届出は行われず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年8月22日に、資格喪失日に係る記録を43年3月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月22日から43年3月24日まで

私は、前の会社に在籍中にA社の採用面接を受け、退職後、間を置かずに同社に正社員として採用され、昭和43年3月末ごろまで勤務した。

しかし、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に係る被保険者記録が無いことが分かった。

A社では、給与から厚生年金保険料が引かれ、健康保険証も入社後すぐにもらって使用した記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の事業主は、「当社は出入りの激しい職場であり、採用してもすぐに辞める人が多かったため、社会保険関係の手続はしばらくしてから行っていた。このため、何度か手続が遅延し、社会保険事務所(当時)から注意を受けた記憶がある。」と証言している。

さらに、社会保険事務所(当時)の記録によると、A社の多数の同僚について、厚生年金保険被保険者期間の中に、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当する期間が存在することが確認できる(昭和42年8月から同年10月までの資格取得者13人中11人)ところ、複数の同僚は、当該75条該当とされた期間について、

後日、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められ、被保険者記録の訂正がなされていることが確認できることから、申立期間当時の同社においては、当該複数の同僚と同様に、ほぼすべての従業員の給与から厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期にA社に入社したとみられる同僚の社会保険事務所(当時)の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、上述のとおり、事業主は被保険者資格の取得手続を遅延及び失念していたとすることから、当該社会保険事務所(当時)へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和44年1月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月16日から同年1月27日まで

私は、昭和44年1月15日付けの辞令により、A社B支店からC社に出向し、49年7月1日にA社D支店に異動するまで勤務したが、その間も同社の社員として、給与は同社から支払われていた。

しかし、社会保険事務所(当時)で厚生年金保険被保険者資格記録を確認したところ、A社B支店での被保険者資格喪失日が昭和44年1月16日、同社本社での資格取得日が同年1月27日とされていることが分かったが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る人事記録により、申立人は昭和36年4月から平成9年7月まで同社に継続して勤務し、昭和44年1月16日(ただし、異動発令日は同年1月15日)に同社B支店からC社に異動していることが確認できる。

また、A社は、「C社は関連会社であり、申立人は当時、A社の社員としてC社に出向していた。また、申立人は申立期間について、継続して勤務していたことは間違いなく、申立人の厚生年金保険の空白期間は、事務手続上の遅れが原因と思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和44年1月16日であると認められる。

愛知厚生年金 事案2139

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格喪失日は、昭和45年12月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月は2万6,000円、同年10月及び同年11月は3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月21日から同年12月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の被保険者記録が抜けていることが分かった。同社には昭和41年3月21日から平成21年6月20日まで途中退職すること無く、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している従業員カード及び退職金明細書、同社健康保険組合が保管している申立人の被保険者台帳並びに雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間も同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社B支店及びC支店の被保険者原票によると、B支店からC支店に異動となった695人のうち、C支店の健康保険整理番号*番から*番(*番を除く。)の者は、B支店の資格喪失日及びC支店の資格取得日がいずれもいったん、「昭和45年9月21日」と記載された後、「昭和45年12月1日」に訂正され、健康保険整理番号*番以降の者の被保険者原票は、B支店の資格喪失日及びC支店の資格取得日はいずれも当初から昭和45年12月1日と記載されていることから、B支店からC支店への異動は、当初、同年9月21日に予定されていたものの、何らかの事情で同年12月1日に変更されるとともに、健康保険整理番号*番から*番の辺りで被保険者原票の作成処理が分割されたことがうかがえるところ、*番の申立人並びに*番及び*番の者の3人は、C支店の資格取

得日が当初から同年12月1日とされる一方で、B支店の資格喪失日は同年9月21日のまま、同年12月1日に訂正されていないことが確認できるが、C支店の資格取得日が同一で健康保険整理番号も連番となっている695人のうち3人だけ、B支店の資格喪失日が同年9月21日とされているのは不自然であり、社会保険事務所(当時)が当該3人の資格喪失日の訂正処理を誤ったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支店の資格喪失日は昭和45年12月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所(当時)の記録から、昭和45年9月を2万6,000円、同年10月及び11月を3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和49年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月1日まで

ねんきん特別便の年金記録では、国民年金の記録しかなかったため、社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、A事業所の厚生年金保険被保険者記録が判明したが、退職年月日が1日相違していた。退職所得の源泉徴収票には、退職日は昭和49年9月30日とあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和49年分の退職所得の源泉徴収票（退職日は昭和49年9月30日）、同年分の給与所得の源泉徴収票（退職日は同年9月31日）、A事業所が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（以下「通知書」という。）（資格喪失日は同年9月31日）から判断すると、申立人は同事業所に同年9月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人の被保険者原票（マイクロフィルム）を確認したところ、資格喪失日欄に「49.9.30」と記載されているにもかかわらず、通知書の備考欄の退職日も、「49.9.30」と押印されており、資格喪失日と退職日を同日とする不自然な事務処理が確認できる。

また、A事業所において昭和44年から49年までの間に被保険者資格を取得した同僚の資格喪失日を調査したところ、月末に資格喪失している者は、申立人一人のみであり、同僚の多くは、1日を資格喪失日とされていることが確認できる。

したがって、申立人の被保険者原票に記載されている被保険者資格の喪失日「49.9.30」は、正しくは「49.10.1」とされるべきであったが、事業主が申立人の資格喪失日を退職日の翌日の昭和49年10月1日と届け出るべきところを、誤って、暦上存在しない同年9月31日と通知書に記載していることから、社会保険事務所(当時)が当該日付の確認を怠り、退職日を「49.9.30」と押印した上、被保険者原票にも退職日をそのまま資格喪失日として転記した可能性が高いものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和49年10月1日に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所(当時)に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年8月の社会保険事務所(当時)の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

愛知厚生年金 事案2156

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年7月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月23日から同年8月1日まで

私は、昭和41年4月1日にA社に入社し、平成8年3月31日に退職するまで同社に勤務していた。

しかし、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された職歴証明書から判断して、申立人は同社に継続して勤務し（昭和46年7月23日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無いものの保険料を納付したと主張するが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月21日から7年1月11日まで
社会保険事務所(当時)の職員が訪問した際に、A社において、申立期間に係る標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることを知った。私の知らないところで標準報酬月額が減額訂正されていた。当初、届け出られていた記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、38万円と記録されていたところ、申立人が同社の被保険者資格を喪失した平成7年1月11日の後の同年11月22日付けで、申立人の標準報酬月額がさかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の当時の事業主は、これらの^{そきゆう}遡及訂正については不明としているものの、「経営不振で資金繰りに苦勞していたため、社会保険料を滞納していた。」と証言している。

さらに、A社では、申立人以外の88人の従業員の標準報酬月額の記録も、申立人と同様にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

加えて、A社の商業登記簿謄本により、申立人は役員ではなかったことが確認できるとともに、雇用保険の記録によると、同社において雇用保険の被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た38万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年2月29日に、資格喪失日に係る記録を45年1月26日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万9,000円、申立期間②の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

一方、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 44 年 11 月 30 日から 45 年 1 月 26 日まで

A社、B社及びC社において、私と同じように異動した同僚が、年金記録の確認の申立てをして、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認められた。私には当時のことを証明できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、雇用保険の記録及び同僚の給与明細書から判断して、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和43年2月29日にB社からA社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所(当時)の記録によれば、A社は、昭和44年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②においては適用事業所となっていなかったものの、同社の複数の同僚が、同社は、45年1月下旬に倒産するまで存続し、当時の従業員数は15人程度であったと証言していることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を

満たしていたものと判断される。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和43年3月の社会保険事務所（当時）の記録から3万9,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、44年10月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年3月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和59年1月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間③について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録については、19万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間④について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日に係る記録を昭和62年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 3 月 14 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 59 年 1 月 26 日から同年 2 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 4 月から同年 5 月まで

④ 昭和 62 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間において各事業所で働いていたが、それぞれの厚生年金保険の被保険者期間と給与から保険料控除のあった月数とが異なっている。また、給与から控除された保険料に相当する標準報酬月額よりも、年金記録の標準報酬月額の少ない期間があるので、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、A社に昭和 58 年 3 月 14 日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和 58 年 4 月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、B社に昭和 59 年 1 月 26 日から継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和 59 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③については、オンライン記録では、申立人の当該期間の標準報酬月額は、16 万円とされている。

しかし、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間について 19 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険庁（当時）で記録されている標準報酬月額が、当該期間について一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間④については、申立人から提出された給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、C社に昭和62年7月31日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和62年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案2160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和56年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月30日から同年5月1日まで

昭和56年2月から平成3年1月まで同じ会社に勤めており、途中、異動はあったが、勤務形態に変わり無く、継続してA法人に勤めていたため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人から提出された略歴書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同法人に継続して勤務し(昭和56年5月1日に同法人B事業所から同法人C事業所に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和56年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和45年2月26日、資格喪失日は同年8月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月26日から同年8月26日まで

私は、A社に入社し、午前8時から午後5時ぐらいまで勤務していた。当時、同社の事業主は、入社3か月で本採用にし、その時から厚生年金保険の保険料を控除すると言ったが、給与明細書は紛失してしまった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所（当時）の記録により、申立人と同姓同名（ただし、漢字は1文字異なる。）かつ生年月日が6日違いで、被扶養者名が一致する基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出票により、申立人が、A社において昭和45年2月26日に被保険者資格を取得している記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険の被保険者記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和45年2月26日、資格喪失日は同年8月26日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、6万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月 26 日から 50 年 7 月 1 日まで
② 昭和 50 年 11 月 1 日から 52 年 2 月 18 日まで

ねんきん特別便を見て、脱退手当金を受給したとされていることを知った。申立期間当時は、主人の転勤に伴い、会社を退職してA県に転居し、子供が昭和 53 年*月に誕生した時以外は、役所での手続は何も行っていない。脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険に係る被保険者名簿の性別は男性と記録されており、申立人の年金記録の記録管理において、適切さを欠いている上、仮に被保険者名簿に基づき脱退手当金を算定したとしても、支給決定された当時の制度では男性であれば受給権は発生しないことから、適切な事務処理が行われたとは言い難い。

また、申立てに係る最終事業所での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金の請求要件である 24 か月に満たない 15 か月であるとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 53 年 5 月 23 日に支給決定されたこととされており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の最初の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、3 回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知国民年金 事案 1961

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から62年3月まで

昭和54年度及び55年度の国民年金保険料の納付については、申請免除を受けていた。

しかし、昭和56年度以降は、保険料を納付し忘れたことは一度も無いと妻から聞いているので、保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当委員会での審議前の申立内容の確認において、申立人の妻が昭和54年度の国民年金保険料の納付について免除申請をし、その1年ぐら以後、A市B区役所から電話での問い合わせを受けて55年度についても免除を依頼したこと、及び56年度については同区役所から納付書が送付されたので、これにより申立人の妻が保険料を納付したことを主張していた。

また、申立人は、昭和57年度以降の夫婦二人分の保険料については、申立人の妻がC郵便局の同じ口座から口座振替により納付していたとしていた。

しかし、当委員会における調査・審議後、i) A市では、申立期間当時、一度の免除申請で3年度間有効とする取扱いをしていたとしており、その間は納付書も送付せず、保険料の免除を継続するかどうかの意思確認もしていなかったとしていることから、昭和54年度の免除申請をした1年ぐら以後に、同市B区役所から電話で保険料の免除を継続するかどうかの意思確認があったとは考え難い上、少なくとも56年度は納付書が送付されず、保険料を納付できなかったと考えられること、ii) 同市で郵便局の口座振替による保険料納付が可能となったのは昭和63年4月からであり、申立人の主張とは矛盾する上、同市の記録によれば、申立人はD銀行E支店の口座により平成元年3月から、

申立人の妻は郵便局の口座により6年9月からそれぞれ保険料の口座振替を開始していることが確認できることから、57年度以降の夫婦二人分の保険料を申立人の妻がC郵便局の同じ口座から口座振替により納付していたとは考え難いことを申立人に説明した上で、口頭意見陳述を実施したところ、口頭意見陳述に同席した申立人の妻は54年度の免除申請の1年ぐらい後にA市B区役所から免除の継続の意思確認の電話があったとしていた点については、いつ電話があったかは分からないとし、57年度以降、夫婦の保険料の納付を口座振替としていた点については、口座振替としたのは平成になる前であったとして主張の内容を変更するなど、申立期間当時の記憶は明確ではない上、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな証言も得られなかった。

さらに、申立人が、その妻が納付していたとする申立期間の保険料の納付金額（一人1か月分7,000円前後）は申立期間の大半の実際の保険料額とは相違している上、オンライン記録、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の記録のいずれにおいても、申立人の申立期間はすべて全額申請免除期間とされており、申立期間の夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立人と同様に申立期間は全額申請免除期間とされている。

加えて、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（預金通帳、確定申告書、家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1962

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から62年6月まで

私は、夫と一緒にA市B区役所に行った時、国民年金への加入のことを聞いたところ、「まだ間に合いますからどうぞ。」と言われ、夫が私の加入手続をした。保険料は加入手続時に区役所窓口で1万円支払い、その後3万円を金融機関で支払った後、しばらくして口座振替の手続を行った。

申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続を行った時期を明確には覚えておらず、同手続を行ったとするその夫も既に死亡していることから、同手続の状況は確認できない。

また、申立人は申立期間の保険料について、最初に1万円、その後3万円納付したとしているが、申立期間のどの期間のことであるのかは記憶が明確ではない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期から、申立人に係る国民年金加入手続は平成元年9月か同年10月ごろに行われたとみられるが、この時点では、申立期間の保険料は既に時効のため納付することはできなかったことから、申立人は同手続が行われた時点で時効に到達していなかった昭和62年7月以降の保険料について過年度納付したものとみられる上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、上記平成元年9月か同年10月ごろに行われたとみられる国民年金加入手続が申立人にとって最初の手続であったとみられ、この手続において昭和57年1月までさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したとする処理が行われたものとみられる。このことから、申立人は、申立期間当時は国民年金には未加入であった

ことになり、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が、上記平成元年9月か同年10月ごろに行われたとみられる国民年金加入手続時に当該手続月の1か月分の保険料を現年度納付したとすると、平成元年度の保険料月額が8,000円と申立人が加入手続時に納付したとする1万円に近い上、A市の記録から、申立人が同年10月に昭和62年7月から同年9月までの保険料として2万2,200円を過年度納付していること、及び平成3年3月には保険料の口座振替を開始したことも確認でき、これら一連の経過は申立人の加入当初の保険料の納付に関する記憶ともほぼ符合する。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1963

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び39年1月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和39年1月から40年3月まで

申立期間当時、家業は縫製業で私は家事手伝いをしており、私の国民年金加入手続及び保険料納付は母親がしてくれていたと記憶している。申立期間は家業の経営状態が良かった時期であるので、私の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするその母親は既に他界しているため、加入手続及び保険料納付に関する詳細が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人と同居していたその兄と共に連番で昭和37年6月13日に払い出されているが、兄も申立期間の保険料は未納とされている。

さらに、申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1964

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は、社会保険事務所（当時）に国民年金保険料納付記録の照会申出書を提出したところ、平成21年6月16日付けで、「昭和47年4月分から49年3月分までの国民年金保険料は納付されていましたが、厚生年金保険加入期間であることが判明したため、同年10月5日に還付されています。」との回答をもらった。しかし、銀行等も調べたが、保険料の還付を受けた記憶は無いので、申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳には「還付47.4～49.3まで13,950円」とする申立期間の保険料が還付されたことをうかがわせる記載が認められるほか、同庁が保管する還付整理簿にも、申立期間の保険料については、昭和47年4月1日の資格喪失を還付事由として49年9月17日に還付決定されたこと、同年10月5日に還付金が支払われたことが明記されている。

また、上記国民年金被保険者台帳及び還付整理簿に記載されている内容は、申立人が、昭和47年4月以降、厚生年金保険被保険者となったため、結果として、申立期間について重複して保険料が納付されたことと符合している上、記載されている還付金額も申立期間の当時の保険料と一致しており、不自然なところは無い。

さらに、ほかに申立人への申立期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1965

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から58年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から58年3月まで

私は、平成21年7月下旬、自宅で書類整理をしていた時、昭和57年3月から58年3月までの国民年金保険料の領収書が出てきた。57年11月以降は厚生年金保険に加入していることから、社会保険事務所（当時）で調査してもらったところ、58年1月12日に付加保険料を含めて還付決定されているとの回答であった。このため、自宅に保管してあるその当時の銀行通帳を調べたが、入金記録が無い。還付手続きを行い、保険料の還付を受けた記憶も無いので、申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳には「還付57.11～58.3まで27,850円」とする申立期間の保険料が還付されたことをうかがわせる記載が認められるほか、同庁が保管する還付整理簿にも、申立期間の保険料については、昭和57年11月29日の資格喪失を還付事由として58年1月12日に還付決定されたこと、同年1月24日に還付金が支払われたことが明記されている。

また、前述の国民年金被保険者台帳及び還付整理簿に記載されている内容は、申立人が、昭和57年11月以降、厚生年金保険被保険者となったため、結果として、申立期間について重複して保険料が納付されたことと符合している上、記載されている還付金額も計算上、申立期間当時の前納に係る保険料と一致しており、不自然なところは無い。

さらに、申立期間当時の還付方法は、銀行口座への振込以外に、郵便局での窓口支払や社会保険事務所（当時）での受領等があり、銀行通帳における入金記録が無いことをもって還付されていないとは言い難く、ほかに申立人への申立期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1966

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から46年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から46年5月まで

申立期間当時、自営業をしていた父親の会社で働いていた。私の国民年金の加入手続及び保険料の納付は父親が行っていた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとするその父親は既に死亡しており、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時居住していたA市において、国民年金に加入していたことをうかがわせる記録は見当たらない上、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。このため、申立期間は国民年金に未加入であったものとみられ、申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1967

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から同年8月まで
私は父親から「国民年金の加入手続をしておいた。」「保険料が免除になった。」と聞いたことがある。父親が死亡しているため、詳細については不明であるが、免除になるまでは納付していたはずであるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその父親が死亡しているため、その状況を確認することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年7月にA市で払い出されたことが記載されている。申立期間当時に申立人が居住していたB市で、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録では、申立人の国民年金の資格取得日は昭和62年5月1日とされており、申立人が唯一所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」欄にも同日が記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和62年7月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続が行われていなかった上、申立期間は国民年金の資格取得前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年2月まで

私は国民年金に加入していなかったが、昭和50年の10月か11月ごろにA市B区役所の集金人に勧められて、妻（当時は内縁）と一緒に加入し、年金を満額受給するために、夫婦二人の保険料を分割して納付した。保険料はすべて集金人に預けて納付したので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続は昭和50年10月ごろに行われたものと推認される。申立人は、加入手続後に、申立期間を含む加入手続前の未納保険料を納付したとしていることから、その納付方法は特例納付以外には無い。この点については、加入手続の時点は、第2回特例納付の実施期間中であるほか、申立期間後の41年3月から50年3月までの保険料が同年12月に特例納付及び過年度納付されたことが、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）に記載されており、これにより、申立人は年金の受給資格要件（保険料納付済期間25年）を確保している。

しかし、申立人は、年金を満額受給するために国民年金保険料を分割納付したとするのみで、上記の特例納付及び過年度納付については覚えていないとしているほか、申立期間の保険料額も分からないとするなど、記憶が不明確である。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に、年金満額受給に必要な保険料の分割納付について集金人に相談した結果、夫婦それぞれ1年半分ずつの保険料を、昭和56年か57年ごろまで毎年集金人に納付したと説明している。しかし、第2回特例納付は50年12月までで終了し、第3回特例納付は53年7月から

行われたことから、51年及び52年に特例納付は行えない上、第3回特例納付が行われることが予定されていない50年10月ごろの段階で、集金人が51年以降の特例納付を指導したとは考えられない。

さらに、申立人は、その妻についても、未納としていた国民年金保険料をすべてさかのぼって納付したとしているが、妻は、申立期間と重なる昭和36年4月から40年3月までの保険料は未納と記録されている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1969

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成6年2月まで
私は昭和51年3月に国民年金に任意加入して以降、保険料を納付し続けてきた。61年4月からサラリーマンの妻は納付しなくてもよくなったとは知らず、自宅に納付書が送られてきていたため、その期間も納付し続けてきたので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金の第3号被保険者の届出を行っておらず、送付された納付書により保険料を納付していたと説明している。しかし、申立人が居住するA市が保管している申立人の被保険者名簿では、昭和61年4月1日に任意加入から第3号被保険者への種別変更届を受け付け、平成6年3月17日に第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更届を受け付けたことが記載されている。

また、オンライン記録においても、申立人の第3号被保険者資格取得記録の処理が昭和61年4月23日に行われ、同資格喪失記録の処理が平成6年4月11日に行われたことが記録されている。申立人が所持する年金手帳においても、申立期間が第3号被保険者期間であった旨の記載があり、申立人が居住するA市B区の印が押されている。

以上のことから、申立期間当時には、申立人の国民年金の資格は第3号被保険者とされており、第1号被保険者ではなかった申立人に対して、A市が納付書を発行することは無く、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1970

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から55年3月まで

私は、農家の長男で19歳から農業をしていた。農家に給料は無いため、私が20歳の時から、父親が、国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていた。特に、昭和52年以降は青色申告も行い、私自身が申告書を作成し、国民年金保険料の金額も記載していた記憶があるので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった昭和45年*月ごろに、その父親が国民年金の加入手続を行ったと思うとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は55年6月にA町で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立人が居住する同町で、申立期間当時に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらないほか、申立人は申立期間当時から転居は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録では、申立人の国民年金の資格取得日は昭和55年4月1日とされており、申立人が唯一所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄にも同じ日付が記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和55年6月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続が行われていなかった上、申立期間は資格取得前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、その妻の国民年金加入手続は、婚姻（昭和51年3月）後に申立人の父親が行い、保険料を納付していたと思うとしているところ、申

立人の妻の国民年金手帳記号番号は、申立人と連番で55年6月に払い出されていることから、申立人の父親は申立人及びその妻の国民年金加入手続を一緒に行ったものと推認される上、妻の国民年金の資格取得日は申立人と同日で、申立期間は無資格期間である。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、これらを行ってくれたとするその父親は死亡しており、その状況を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1975

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から52年3月まで

私は、昭和49年12月、転居届提出のために区役所へ行き、併せて国民健康保険の手続をしていたところ、隣の窓口の年金課の職員に国民年金への加入を勧められ、加入手続を行い、それまでの未納分の保険料を計算してもらった。

そのころは、友人から「年金をもらわないうちは死ねない。」などの冗談話も聞いていたので年金には関心があり、資金にも余裕があったため一括で未納分の保険料を納付した。

申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金加入手続を行ったとする昭和49年12月は第2回特例納付実施時期であったことから、このころに申立人が国民年金加入手続を行っていれば、申立期間の始期である41年11月の時点にさかのぼって国民年金保険料を一括納付することは可能であったが、申立人は一括納付した保険料の金額について40万円程度であったとしており、これはこのころに同時点までの保険料を一括納付するのに実際に必要となる金額(約8万円)からは乖離している。

また、申立人は、一括で保険料を納付した時の納付場所及び納付方法に係る記憶が明確ではない。

さらに、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年8月ごろに払い出されており、これ以外に申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに申立人は初めて国民年金加入手続を行い、この手続により申立人が20歳に到達した41年*月までさか

のぼって被保険者資格を取得したとする取扱いがされたものとみられる。このことから、申立人が国民年金加入手続及び保険料の一括納付を行ったとする時期においては、申立人は国民年金には未加入であったと考えられる。

加えて、上述の払出時期から、申立人は昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで実施された第 3 回特例納付及び過年度納付の併用により申立期間の保険料をすべて納付することは可能であったが、申立人は、申立期間の保険料を一括してさかのぼって納付したとする時期については、53 年 1 月の出産前であるとしていることから、第 3 回特例納付により納付したとも考え難い。

このほか、申立人が初めて国民年金加入手続を行ったとみられる昭和 52 年 8 月ごろは特例納付は実施されていなかったことから、それまでの未納期間の保険料を一括納付することはできなかったほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1976

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から52年4月まで

申立期間は、母が国民年金加入手続を行って国民年金保険料を納付してくれており、2人の兄についてはこの当時保険料がしっかりと納められた記録がある。3人兄弟のうち私のみ申立期間の保険料が納付されなかったとは考えにくく、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の保険料納付には関与しておらず、これらを行っていたとするその母は既に死亡しているため、同手続及び保険料の納付の状況について確認することはできない。

また、申立人の二人の兄にも聴取したが、申立人が確かに申立期間に国民年金被保険者資格を有し、同期間の保険料が納付されていたとの推認ができるまでの具体的な証言は得られなかった。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和62年6月であり、これ以外に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の最初の国民年金被保険者資格取得手続は同年6月ごろに行われたものとみられる。このことから、申立人は申立期間当時、国民年金には未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の母及び二人の兄は、昭和43年11月に連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、このころに国民年金被保険者資格取得手続が同時に行われたものとみられることから、いずれも同手続が行われるべき時期（申立人の母は41年6月に申立人の父が会社退職に伴い厚生年金保険被保険者資格を喪失した時、二人の兄はそれぞれ

の20歳到達時)にこれが行われておらず、A市の適用対策としての加入勧奨等を受けたことにより被保険者資格を取得するに至ったものとみられる。このことから、申立人の母及び二人の兄の国民年金被保険者資格取得手続きが行われたとみられる43年11月ごろに20歳到達前であった申立人については、別途同手続きが行われる必要があったが、申立人に係る同手続きについても適時には行われていなかった可能性も否定できない。

このほか、申立人の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料(確定申告書、家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1977 (事案 941 及び 1509 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、A市B区の飲食店に勤務していた当時の同僚が年金(厚生年金保険か国民年金かは不明。)に加入していたということを聞いたことがあるので、同僚が加入していて私が加入していないのは納付できないし、また、退職して同市C区D町で飲食店を開業してからは、私の妻の兄嫁に国民年金の加入を勧められて加入し、妻が夫婦二人分の保険料を近所の女性の集金人に納付していたという申立内容で、これまで2回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

今回、新たな証言者が見付かったので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日から申立人夫婦の国民年金の加入手続は申立期間後の昭和 42 年 6 月ごろに行われたと推認されること、申立人には加入手続及び保険料納付に関する具体的記憶が無い上、保険料を納付していたとする申立人の妻が病気のため、その状況について確認することができないこと、申立期間当時に申立人夫婦が居住していたA市C区D町で保険料を集金していた集金人に聴取しても、申立人夫婦の保険料を集金していたことをうかがわせる証言は得られなかったことなどから、当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われた。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付方法を思い出したほか、新たな証言者が二人見付かっ

たとして当委員会に再申立てを行ったが、申立人が主張する加入手続の時期には矛盾があること、新たな証言者から聴取を行っても、申立人夫婦が保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな証言者が見付かったと申し立てている。しかし、当該証言者は、前回の申立て（再申立て）の口頭意見陳述の際に、申立人が主張した証言者と同一の者であり、新たな証言者とは認められない上、今回、改めて、同人に聴取しても、申立人夫婦がA市C区D町で経営していた飲食店を同人が訪れ、国民年金のことを聞いたのは、申立期間後の昭和42年6月以降のことであるとの説明に変更は無く、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1978（事案 942 及び 1508 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、A 市 B 区の飲食店に勤務していた当時の同僚が年金（厚生年金保険か国民年金かは不明。）に加入していたということを聞いたことがあるので、同僚が加入していて私が加入していないのは納付できないし、また、退職して同市 C 区 D 町で飲食店を開業してからは、私の兄の妻に国民年金の加入を勧められて加入し、私が夫婦二人分の保険料を近所の女性の集金人に納付していたという申立内容で、これまで 2 回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

今回、新たな証言者が見付かったので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日から申立人夫婦の国民年金の加入手続は申立期間後の昭和 42 年 6 月ごろに行われたと推認されること、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人が病気のため、その状況について確認することができない上、申立人の夫には加入手続及び保険料納付に関する具体的記憶が無いこと、申立期間当時に申立人夫婦が居住していた A 市 C 区 D 町で保険料を集金していた集金人に聴取しても、申立人夫婦の保険料を集金していたことをうかがわせる証言は得られなかったことなどから、当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われた。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付方法を思い出したほか、新たな証言者が二人見付かつ

たとして当委員会に再申立てを行ったが、申立人が主張する加入手続の時期には矛盾があること、新たな証言者から聴取を行っても、申立人夫婦が保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな証言者が見付かったと申し立てている。しかし、当該証言者は、前回の申立て（再申立て）の口頭意見陳述の際に、申立人の夫が主張した証言者と同一の者であり、新たな証言者とは認められない上、今回、改めて、同人に聴取しても、申立人夫婦がA市C区D町で経営していた飲食店を同人が訪れ、国民年金のことを聞いたのは、申立期間後の昭和42年6月以降のことであるとの説明に変更は無く、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1979

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から51年3月まで

18歳から25年間勤めた会社は厚生年金保険に加入しておらず、社長の妻が私の国民年金の加入手続や保険料の納付をしてくれた。婚姻後は、妻が夫婦二人の保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち婚姻（昭和43年8月）前は、当時の雇用主の妻が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれていたとしており、申立人は関与しておらず、当時の雇用主夫婦が死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人は、婚姻後はその妻が夫婦二人の国民年金保険料を納付していたとしている。しかし、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月に連番でA市B区において払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立人夫婦が居住する同区で、申立期間当時に申立人夫婦に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は昭和51年10月ごろに行われ、その際に、申立人夫婦が20歳になった時点までさかのぼって資格を取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人が勤務していた事業所の元同僚に聴取したところ、元同僚も当時の雇用主の妻が国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、元同

僚が当該事業所に勤務していたとする期間に国民年金に加入していた記録は無いほか、雇用主は昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの間、雇用主の妻は 37 年 10 月から 40 年 12 月までの間の保険料が未納である。

加えて、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から 51 年 3 月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、婚姻後に申立人夫婦の保険料を納付していたとするその妻は保険料をまとめて納付した記憶は無いとしているほか、妻の当該期間の保険料も未納であり、申立人の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 1980

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から51年3月まで
婚姻後は夫婦で話し合い、私が夫婦二人の国民年金保険料を納付してきたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年8月に婚姻した時に、A市B区役所で国民年金の加入手続を行ったと思うとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は51年10月に同区で払い出されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立人が居住する同区で、申立期間当時に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらないほか、申立人は、婚姻後52年10月まで転居したことは無いなど、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和51年10月ごろに行われ、その際に、20歳になった43年*月までさかのぼって資格を取得したものと推認される。このため、申立期間当時には、申立人は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和49年7月から51年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶は無いとしているなど、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、婚姻後は夫婦二人の国民年金保険料を申立人が納付していたとしている。しかし、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月に申立人と連番で払い出されており、申立期間の保険料は夫も未納である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 1 日から 54 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間にA社B支店に勤務し、同社から健康保険証を受け取った記憶もあるので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある上司が申立人を記憶していることから、期間は明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は平成 20 年 7 月 26 日に全喪し、当時の関係書類を保存していないことから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の被保険者であったか否かについて確認することができない。

また、複数の同僚は、「当時、厚生年金保険の資格取得者は正規社員のみであって、正規社員ではない者にはその資格は無かった。B支店には正規社員ではない者も勤務していた。」旨証言しており、A社のすべての従業員が厚生年金保険の被保険者資格を必ずしも取得していなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立人は、昭和 52 年 9 月 * 日に国民年金に強制加入し、申立期間に国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間に申立人の名前は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月16日から35年3月9日まで

私は、所持している在職証明書により、申立期間にA社に勤務していたことが証明できる。

A社では厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する在職証明書により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所(当時)の記録によれば、A社は、昭和35年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶している複数の同僚は、いずれもA社が適用事業所となった日に同事業所の厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険の第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年9月26日から23年4月23日まで
② 昭和23年4月23日から27年1月1日まで

私は、A社に入社後、申立期間①には同社社員の身分でB社に勤務したが、A社の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②は、A社の坑内夫であったのに、厚生年金保険では第1種被保険者とされているので、第3種被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の厚生年金保険被保険者記録が当該期間にあり、B社内で勤務していたと証言している同僚が、申立人を記憶していることから、期間は明らかでないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社から提出された厚生年金保険被保険者台帳によれば、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、昭和22年7月16日から同年9月26日までの期間及び23年4月23日以降の期間と記載されており、申立期間①に係る記載は確認できない上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿とも一致していることが確認できる。

また、申立人がB社で一緒に勤務したとする同僚についても、当該期間におけるA社及びB社の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同事業所に勤務した社員全員が厚生年金保険の被保険者資格を必ずしも取

得していなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人の当該期間当時の年齢は、満 15 歳であったところ、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 63 条(同条施行日：同年 11 月 1 日)によれば、坑内夫として坑内勤務に就ける者の年齢は、満 18 歳以上とする旨規定されている。

また、複数の同僚は、「18歳未満の者は坑内に入れなかった。」と証言しており、申立人は、満18歳到達後の昭和27年1月1日付けで厚生年金保険の第3種被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において坑内夫として坑内勤務に就いていたこと、及び厚生年金保険の第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の第3種被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで
私は、A社で働いている間、社会保険庁(当時)の記録より高い給料をもらっていた。社会保険庁の記録は低すぎるので、もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る報酬月額及び事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料額を確認できる関連資料を所有しておらず、保険料控除額についての記憶も無いとしている。

また、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保存しておらず、当時の事情を知る従業員等もない。」としており、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

さらに、当時のA社の従業員で連絡の取れた4人は、いずれも当時の給与明細書等の関連資料を持っておらず、厚生年金保険料控除額も覚えていないとしている。

加えて、健康保険整理番号が申立人の前後の者 39 人の資格取得時の標準報酬月額を確認したところ、申立人が同職種であったとしている同僚を含む 36 人が申立人と同じ 1 万 6,000 円である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 2145

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から30年2月1日まで
社会保険庁(当時)の記録では、私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和27年5月1日とされているが、同日以降も同支店で勤務しており、本社に働きに行くこともあった。勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人が一緒に勤務していたと主張する同僚の記憶を基に作成したとする申立期間に係る在籍証明書を提出している。

しかし、A社B支店は昭和27年5月1日に全喪しており、申立期間には適用事業所としての記録が確認できない。

また、A社も昭和26年10月29日に全喪してから再度、適用事業所となった29年6月1日までの間は適用事業所としての記録が確認できない上、再度、適用事業所となった後の申立期間に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前も健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、A社は、申立人に係る厚生年金保険の届出及び保険料の納付共に不明であると回答している上、当時の事業主は既に死亡しており、事務責任者も特定できないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人も保険料控除の有無について覚えていないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月5日から19年7月25日まで
前職のA社で勤務していた時に、B社C支店に勤務を命じられ、昭和18年4月5日から19年12月25日まで勤務した。しかし、18年4月5日から19年7月25日までの厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳索引票により、申立人の被保険者資格取得日は、昭和19年7月25日であることが確認できる。

また、B社C支店は、「申立期間当時の資料の多くを消失しており、申立人の厚生年金保険に関する記録や人事記録等は確認できない。」と回答している。

さらに、B社C支店が加入する健康保険組合は、当時の被保険者記録を保管しておらず、申立人の健康保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、上司及び同僚の名前を覚えていないため、証言を得ることができない上、厚生年金保険や健康保険の説明を受けたこと、及び健康保険被保険者証をもらったことについても覚えていないとしている。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月7日から23年5月1日まで
② 昭和24年3月25日から25年11月1日まで

私は、昭和22年3月6日に学校を卒業し、翌日、A社に入社した。46年6月に退社するまで継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が一緒にA社に勤務していたと証言している同社の事業主であった申立人の兄や他の親族には、申立期間当時、同社における厚生年金保険の被保険者記録は無い。

また、厚生年金保険被保険者台帳並びに厚生年金保険被保険者台帳索引票、健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日（昭和23年5月1日）、資格喪失日（24年3月25日）及び再取得日（25年11月1日）は、いずれもオンライン記録と一致する。

さらに、申立期間①については、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、当該期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

加えて、A社は現存するものの、申立期間当時の書類は処分されており、申立ての事実を確認できる関連資料が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 2148 (事案 914 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から28年4月1日まで

私は、前職を辞して昭和27年9月1日にA社に就職し、平成8年3月11日に退職するまで継続して勤務していた。申立期間について見習期間などは考えられない。入社と同時に厚生年金保険被保険者になると思うので再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業所から提出された同僚の労働者名簿の入社日と社会保険事務所(当時)の厚生年金保険被保険者資格の取得日は一致していないことから、A社では、採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった事情がうかがえること、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は無く、健康保険整理番号の欠番も無いことなどから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「入社と同時に厚生年金保険被保険者になると思うので再申立てをします。当時のことをよく知る同僚から事情を聞いてほしい。」と主張し、これを新たな事情として再申立てをしているが、当該同僚は、当初の申立て時に証言しているとおおり、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは証言するものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか分からないとしており、このほか、申立人の主張する入社と同時に被保険者資格を取得させていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月30日から54年12月10日まで

私は、昭和52年5月から57年5月まで、A社に勤務していた。しかし、ねんきん特別便により、申立期間が空白期間になっていることが分かった。

私は、申立期間もA社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の記録（昭和52年5月21日資格取得、57年5月28日離職。）及び同僚等の証言により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社が加入しているB厚生年金基金が保管している加入員資格の喪失届及び取得届により、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録と当該基金の加入記録は一致していることが確認できる。

また、社会保険事務所(当時)の記録によると、申立人は、申立期間は国民年金の被保険者であることが確認できるとともに、申立人の夫が加入しているC健康保険組合の記録によると、申立期間は夫の被扶養者とされ、A社で再度資格取得した昭和54年12月10日の約1か月後に同健康保険組合の被扶養者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2150

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月1日から29年9月7日まで

私は、昭和27年12月から30年12月までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、このうち、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無く、空白となっていることが分かった。

A社が保管していた所得税源泉徴収簿により、私が昭和27年12月に就職し、社会保険料が控除されていたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された所得税源泉徴収簿により、申立人が昭和27年12月からA社に勤務していたことが確認できるとともに、28年1月から同年6月までは58円、同年7月から同年12月までは68円、29年1月から同年8月までは84円の社会保険料が給与から毎月控除されていたことが確認できる。

しかし、当該所得税源泉徴収簿で確認できる給与支払額に見合う当該期間の健康保険及び厚生年金保険の保険料控除額は、約400円から480円になるとみられるところ、当該所得税源泉徴収簿で確認できる社会保険料控除額は、給与支払額に見合う雇用保険料額とおおむね一致していることから、当該社会保険料控除額には、厚生年金保険料は含まれていなかったものと考えられる。

また、社会保険事務所(当時)の記録によると、A社は、申立期間以後の昭和29年9月7日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日はいずれの記録も昭和29年9月7日であることが確認でき、社会保険事務所(当時)の記録に不自然な状

況は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2151

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年 8 月26日から35年 3 月 1 日まで

私は、昭和34年 8 月から35年 3 月までA社に勤務していた。調査して、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、期間は不明ながらも、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該複数の同僚は、A社に係る業務経験が無い者には、一定の試用期間があり、試用期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していた旨証言している上、申立期間に同社の経理担当者であった者は、期間は一律ではないが、事業主が個別に定める試用期間経過後に厚生年金保険被保険者資格の取得手続をするよう、指示があった旨証言している。

また、A社は全喪している上、申立期間当時の事業主は既に他界しており、当該事業主の親族は、「申立期間についての関係資料は保管されておらず、厚生年金保険料の控除については不明である。」旨証言している。

さらに、厚生年金保険被保険者名簿について整理番号に欠番は無く、社会保険事務所(当時)の記録に不自然な点は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2152

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月25日から37年6月8日まで

私は自分の厚生年金保険の被保険者期間を不審に思ったので、社会保険事務所(当時)で調べてもらったところ、A社を退職後に脱退手当金を受給したととされていることが分かった。

私は、脱退手当金を請求していないし、受給もしていない。調査の上、年金記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する押印がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があったにもかかわらず、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月16日から20年9月21日まで

私は、昭和18年4月1日にA社B支店に入社し、20年9月20日まで勤務した。しかし、私の厚生年金保険の記録は、18年12月16日から20年9月21日までの被保険者期間だけ脱退手当金を受給したとされている。

私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険労働者名簿には、脱退手当金を支給した旨の表示が記されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、支給日や支給金額などの具体的な記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金は昭和21年7月30日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、43年7月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月2日から42年4月23日まで

私は、脱退手当金を受給していないし、説明を受けた覚えも無いので、記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社において昭和39年5月1日から48年10月6日までの期間に資格喪失した80人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給資格者42人のうち24人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち21人について資格喪失日の約2か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる。

また、申立人の脱退手当金裁定請求書には、事業所名称欄にA社の社名印が押されており、申立人の脱退手当金について昭和42年4月26日に裁定請求書が受付され、同年6月2日に脱退手当金が支給されていることが認められる。

さらに、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和42年6月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2155

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から40年9月26日まで

私は、脱退手当金の制度も知らず、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の厚生年金保険被保険者原票において、健康保険番号*番から*番までの者のうち、脱退手当金の受給資格を有する女性15人(申立人を含む。)について調査したところ、11人に脱退手当金の支給記録が確認でき、うち10人が同社における厚生年金保険の資格喪失日から約3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなっていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3か月後の昭和40年12月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 32 年 10 月ごろから 33 年 10 月ごろまで

私は、申立期間①にA社B支店、申立期間②にC社でいずれも現場の事務員として働いていた。

両社により給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の述べる現場所在地や業務内容が、当該期間当時、A社B支店に勤務していた複数の同僚の証言と一致することから、期間は明らかでないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社B支店は当該期間当時の関係資料を保存しておらず、当時の現場所長は既に死亡していることから、申立人の勤務した期間及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、A社B支店の現場に直接出向いて採用されたとしているところ、当該期間に同社B支店の厚生年金保険被保険者記録のある同僚は、「現場が直接雇用する事務員は日雇であり、厚生年金保険の被保険者ではなかったと思う。」と証言している。

さらに、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和 32 年 1 月 1 日から当該期間を含む同年 7 月 1 日までの間に申立人の氏名は無く、この間の健康保険整理番号（*番から*番まで）に欠番も無い。

2 申立期間②については、申立人から提出された現場員詰所における申立

人とその撮影日付が確認できる写真及び同僚の証言から、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、「当時の賃金台帳を保管しているが、申立人の氏名は確認できない。当時、申立人のような現場事務員は、厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかった。」と回答している上、当時の現場所長も「現場事務員は現場の裁量で雇用しており、雇用したことを会社に報告することも無かったので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

また、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、昭和32年6月1日から当該期間を含む34年3月1日までの間に申立人の氏名は無く、この間の健康保険整理番号（*番から*番まで）に欠番も無い。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月 30 日から 33 年 9 月 30 日まで
② 昭和 34 年 3 月ごろから 35 年 4 月ごろまで

私は、A社には昭和 32 年 8 月から 33 年 9 月末日ごろまで、B社には 34 年 3 月ごろから 35 年 4 月ごろまで勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当該期間中にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、「申立人は、私が勤務していた時期にはいなかった。」と証言しており、申立人も同人を知らないとしている。

また、申立人が自分と同じ時期に入退社したとする同僚は、申立人と同じく、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 32 年 8 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 30 日に喪失している。

さらに、申立人は、A社には約 1 年間勤務していたと主張しているが、後に「同社で同僚等と撮影した写真は昭和 32 年 1 月から同年 8 月にかけてのものであった。」としていることから、申立人が勤務していた期間の大部分は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であると考えられる。

加えて、A社は、「当時の役員は既に死亡しており、担当していた会計事務所も現存しておらず、記録が無い。」としていることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

2 申立期間②について、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 7 月 1 日であり、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記簿によれば、B社が法人として設立されたのは昭和 35 年

2月*日であることが確認できるところ、当時の給与担当者は、「厚生年金保険料を給与から控除するようになったのは、法人となった時期より後である。」と証言している。

さらに、B社が適用事業所となった昭和35年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した23人の中で連絡の取れた7人は、自身が32年から勤務していたとする2人を含め、いずれも申立人を覚えていないとしている。

加えて、B社は平成10年10月1日に全喪しており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2165

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から41年4月1日まで

私は、A社に昭和40年8月から41年4月まで勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の被保険者期間は同年4月の1か月のみとされている。給与からは、厚生年金保険料が控除されていた記憶があり、病院で受診した際、保険証を使った記憶もある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間及びその直近の期間においてA社で厚生年金保険被保険者資格のある複数の者に聴取したが、申立人の勤務期間を確認できる証言は得られない。

また、A社は、「当時の事業主は既に死亡しており、資料も保管していないため、当時の状況は不明である。」としており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和41年4月1日であり、同社に係る厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで
私の A 社での標準報酬月額が 1 万円とされているが、実際の給与は、2 万円であったと記憶している。また、申立期間前後に勤めていた他社での社会保険庁（当時）の記録（前の会社退職時：1 万 8,000 円、後の会社入社時：2 万 6,000 円）からみても、1 万円というのはおかしい。A 社での標準報酬月額が実際の額と異なっていることに納得できないので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社に係る社会保険庁の厚生年金保険の標準報酬月額のオンライン記録が 1 万円とされているが、実際の給与は 2 万円であったと主張している。

しかしながら、A 社は昭和 43 年 4 月 30 日に全喪しており、当時の事業主及び申立人が勤務していた同社 B 支店の支店長の連絡先が不明であることから、申立人の当時の給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

さらに、申立人と同時期に被保険者資格を取得している同僚の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額と同額の 1 万円（前職の標準報酬月額の半額）で届出をされていることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料等はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2167

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 1 月ごろまで

私は、申立期間はA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。私が保管している昭和50年8月交付の受講修了証により、同社に勤務していたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月から52年1月ごろまでA社に勤務していたとしているものの、具体的な期間に係る記憶は不確かであるとしているところ、申立人の同社に係る雇用保険の記録は、50年8月16日資格取得、51年12月6日離職とされているとともに、申立人が保管している50年8月5日発行の修了証により、申立人が51年7月*日に研修を受講していたことが確認できることから、申立人が少なくとも50年8月5日から51年12月6日まで同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社の昭和49年11月1日から53年3月16日までの厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い上、申立人は、申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人は同僚二人を記憶しており、二人とも自分と同じ仕事をしていたとしているが、当該同僚のうち一人は、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、A社は既に全喪している上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者も死亡し、当時の状況を聞くことはできないが、申立期間当社に同社で経理事務を担当していた者は、「当時は、正社員のほかに、請負（外注）、日

雇、季節労働者等の雇用形態があり、正社員以外は厚生年金保険被保険者とされていなかった。」とするとともに、申立人が記憶している二人の同僚について、「被保険者記録のある者は正社員であったが、記録の無い者は請負社員であった。」としている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2168

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月ごろから34年6月1日まで
② 昭和34年8月29日から同年10月ごろまで

私は、昭和31年11月ごろから34年10月ごろまでA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間①及び②が被保険者とされていないことが分かった。同社の在籍期間が3か月不足というのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録の確認できる複数の同僚に聴取したが、申立人が申立期間に同社に勤務していたとする証言を得ることはできない上、昭和31年10月1日から33年11月26日までの厚生年金保険被保険者記録がある同僚は、申立人に係る記憶は無いとしている。

また、A社は昭和47年9月1日に全喪している上、当時の事業主は死亡しているため、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日はいずれの記録も昭和34年6月1日であるとともに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号の払出時期は同年7月10日であることが確認でき、社会保険事務所の記録に不自然な状況は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2169

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月31日から40年10月 1 日まで

私は、昭和38年10月末ごろからA社に勤務していたが、社会保険庁(当時)の被保険者記録によると、同社での厚生年金保険被保険者資格取得日は40年10月 1 日とされており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、私が家族に出した手紙により、昭和38年10月にはA社に勤務していたことが確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所(当時)の記録によると、申立人はA社において、昭和40年10月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、申立人の直前の同社における被保険者の資格取得日は27年12月 1 日であり、同社においては約13年間新規の資格取得者は確認できない上、40年10月 1 日付けで、申立人を含め42人の同僚が同時に資格取得していることが確認できるところ、当該同僚のうち、同社への入社時期を記憶している11人中9人が、同社への入社時期と資格取得日とは1年から9年の開きがあるとしていることから、申立人についても同年9月以前から同社に勤務していたものの、同社が資格取得手続を入社と同時に励行していなかったことがうかがえる。

また、当該同僚の中には、申立期間に国民年金被保険者記録がある者が確認できるところ、当該同僚は、「事業所が厚生年金保険の資格取得手続をしとくれないため、知人のアドバイスにより、国民年金に加入した。」としている。

さらに、A社は現存しているものの、申立期間当時の資料は保管しておらず、当時の事情を知る者も勤務していないとしており、申立期間当時の関連資料等を得ることもできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2170（事案134の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月ごろから34年6月ごろまで
② 昭和40年1月ごろから42年7月ごろまで

申立期間①について、私は、昭和33年3月ごろから34年6月ごろまでの期間のうち、1年ほどA社で勤務していたが、同社での厚生年金保険被保険者記録が無いことから、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい旨の年金記録確認の申立てをしたところ、当該期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、私は間違いなくA社で勤務していたし、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、同社で勤務していたことと厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②については、昭和40年から42年のうち、3か月から6か月間はB社で勤務していたが、同社で勤務した期間についても厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時の詳細な記憶は無いが、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、当該期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記録は無く、健康保険整理番号に欠番も無い上、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無いなどの理由から、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年7月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、申立期間①について厚生年金保険被保険者資格の確認を再度申し立てたものであるが、当該期間当時、A社の被保険者であった者が記憶している同社の業務内容と申立人が記憶している同社の業務内容が一致していること、及び申立人が記憶している同僚は当該期間における同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人が同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、当該同僚について、申立人は、「自分がA社に入社した当時から同僚は勤務しており、退職した際も勤務していたので、数年は同社で勤務していたと思う。」としているところ、当該同僚の厚生年金保険被保険者記録は7か月しかないことから、当該期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、B社に3か月から6か月程度勤務していたとしているところ、同社によると、従業員についてはおおむね半年間は社会保険に加入させていなかったとしていることから、当該期間当時、同社においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものと認められる。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、同社においても、当該期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関連資料は残っていないとしている。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から28年5月1日まで
② 昭和28年5月5日から29年8月28日まで
③ 昭和29年9月20日から34年9月30日まで

私は、学校を卒業し、A社に昭和26年4月1日から28年4月30日まで勤務していたが、社会保険庁（当時）の厚生年金保険被保険者記録では、同社に係る被保険者記録が全く無い。申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、B社C支店及びD社に勤務していたが、脱退手当金を請求した覚えが無く、受給した覚えも無い。申立期間②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶している同僚及び当該期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の証言から判断して、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同じ学校を昭和27年3月に卒業し、申立人と一緒にA社に同年4月1日に入社した同僚は、「自分自身は入社から1年以上、厚生年金保険被保険者資格を取得しておらず、申立人は、入社から約1年で退職した。」と証言しており、社会保険事務所（当時）の記録によると、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は28年7月3日であることが確認できる。

また、その他の複数の同僚も、自らの厚生年金保険の資格取得が入社よ

り1年以上後であった旨証言していることから、A社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったものと認められる。

さらに、申立人が記憶している同僚及び当該期間当時にA社における厚生年金保険被保険者資格が確認できる複数の同僚に聴取しても、厚生年金保険被保険者資格の取得前から厚生年金保険料が控除されていたとする証言は無かった。

加えて、A社は、当該期間当時の厚生年金保険料の控除を確認できる人事記録等の関連資料は残っていないと回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③について、申立人が勤務していたD社の被保険者名簿の申立人が記載されているページ及び前後8ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年9月30日の前後3年間に資格喪失した者25人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち8人が資格喪失日の約3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人の脱退手当金については、事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、被保険者台帳には、申立人の脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から裁定庁へ回答したことが記録されている上、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年11月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2172

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から25年1月1日

私は、申立期間当時、A社の隣にあったB社に勤務する者と一緒に通勤していた。同人が私の給与明細書を見て、「たくさん控除されているな。」と言った記憶があり、また、私は給与から税金以外に3項目ほどの控除があったことを記憶している。A社は、C社の建物内にあったため、A社とC社は同じ経営者であったと思う。申立期間について、A社又はC社の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得がいかない。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社に勤務していた者の証言から判断すると、正確な期間は不明であるが、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は昭和26年2月*日に解散しており、事業主も既に他界していることから、申立期間当時の資料を得ることができない上、申立人は同社の同僚を記憶していないことから、申立てを裏付ける証言を得ることができない。

さらに、申立人は、A社とC社は同じ経営者であったと記憶しており、C社において厚生年金保険の被保険者資格取得手続きが行われていると主張しているが、同社は、「A社と当社は同じ建物内にあったが、別法人であり、経営も全く別であったため、A社の従業員の厚生年金保険被保険者取得手続きをC社において行うことは無かった。」と回答している上、申立期間及び申立期間後にC社において厚生年金保険の被保険者として記録の確認できる複数の者（10人）は、いずれも「私は、A社ではなく、C社に勤務していた。」と回答して

いる。

加えて、C社の昭和22年5月から26年4月までの厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2173

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から 8 年 6 月 15 日まで

私は、平成 6 年 3 月 1 日から A 市立 B 事業所で、同年 4 月から 8 年 3 月 31 日までは、同市立 C 事業所で臨時職員として勤務した。次に就職するまで、同市の職員が加入する D 健康保険組合の保険証を使用していた。

また、平成 14 年に A 市立 C 事業所に勤務した期間は厚生年金保険の記録がある。

申立期間の厚生年金保険の記録が無いことは納得できないので、調査をして、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市の回答及び同市立 C 事業所が保管する職員名簿によれば、申立人が平成 6 年 3 月 1 日から 8 年 3 月 31 日まで同市立 C 事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A 市立 B 事業所と同市立 C 事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認でき、A 市役所は、平成 7 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、平成 6 年 3 月 1 日から 7 年 3 月 31 日までは適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 市立 C 事業所が保管する職員名簿の申立人の欄には、平成 6 年度は「臨時職員」、7 年度は「週休パート」と記載されており、申立人と同じ「臨時職員」と記載のある同僚にも、6 年度については厚生年金保険の被保険者記録は無く、国民年金に加入していることが確認できる上、6 年度と 7 年度の職員名簿に「週休パート」と記載のある別の同僚にも、厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、A市は、申立期間当時の賃金台帳及び雇用条件通知書は保管していないものの、同市役所が厚生年金保険の適用事業所になる以前の「臨時職員」という雇用形態の者については、同市の正規職員のようにE共済組合には加入させること無く、D健康保険組合のみ加入させる取扱いであったと回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2174

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年 5 月 26 日から同年 6 月 1 日まで

私は、A社に、昭和63年 5 月 31 日まで勤務したにもかかわらず、同社における資格喪失日が同年 5 月 26 日とされているため、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の記録の離職日は、昭和63年 5 月 25 日とされており、社会保険庁（当時）が記録する申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日と符合している。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失の手続日及び健康保険証の回収日は、申立人が主張する資格喪失日より前の昭和63年 5 月 30 日となっている。

さらに、A社は、申立期間当時の資料は保存しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答している。

加えて、同僚に聴取しても、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実をうかがわせる証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2175

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月17日から61年3月24日まで

申立期間について、私は、A市立B事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いため、調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在の勤務先であるA市立C事業所が原本証明をした履歴書及び同僚の証言から判断して、申立人が申立期間において臨時職員としてB事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、B事業所は、昭和61年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B事業所は、「臨時職員については、社会保険の適用前の期間は給与から厚生年金保険料の控除をしていなかった。」旨回答している上、同事業所から提出された臨時職員等に係る社会保険、雇用保険の事務手引によると、同事業所が採用する臨時職員等については、採用期間が2か月を超える者が厚生年金保険の被保険者となるとされているが、適用時期については、昭和61年4月1日からとされている。

さらに、B事業所は、「申立期間当時、申立人と同じ任用形態であった複数の同僚は、厚生年金保険被保険者資格を取得していない。昭和61年3月31日以前に臨時職員として勤務していた複数の者は、同日までは厚生年金保険の被保険者資格を取得しておらず、給与からも厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

加えて、D共済組合E支部は、「申立期間において申立人のような臨時職員

は当共済組合への加入資格が無く、当時、これらの者は一般的に自ら国民年金に加入していた。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案2176

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月18日から39年4月1日まで

私は、脱退手当金制度を承知しておらず、受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の被保険者名簿及び被保険者原票について、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年4月1日の前後2年以内に資格を喪失した女性23人の支給記録を確認したところ、受給資格者は23人で、全員が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期は退職後間もないころとなっているほか、複数の同僚は「脱退手当金請求手続はA社が代行してくれた。」旨証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき同社による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和39年6月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。